

| 罰則 | 労働基準法 | 労働安全衛生法 | 労働者災害補償保険法 | 雇用保険法 | 労働保険徴収法 |
|--------------------------------|--|--|--|---|---------|
| 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 | | ・法55条(製造等の禁止)違反 | | | |
| 1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金 | ・法5条(強制労働の禁止)違反 | | | | |
| 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | | ・法37条第1項(特定機械等の製造の許可)違反 ・法44条第1項(個別検定)違反 ・法44条の2第1項(型式検定)違反 ・法56条第1項(製造の許可)違反 ・法75条の8第1項(秘密保持義務等)違反 等 | | | |
| 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | ・法6条(中間搾取の排除)違反 ・法56条(最低年齢)違反 ・法63条(年少者の坑内労働の禁止)違反 ・法64条の2(女性の坑内労働の禁止)違反 等 | | | | |
| 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 | | ・法14条(作業主任者)違反 ・法20条～25条(事業者の講ずべき措置等)違反 ・法31条第1項(注文者の講ずべき措置)違反 ・法38条第1項(製造時等検査等)違反 ・法59条第3項(特別教育)違反 ・法61条第1項(就業制限)違反 ・法65条第1項(作業環境測定)違反 等 | | | |
| 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 | ・法3条(均等待遇)違反 ・法4条(男女同一賃金の原則)違反 ・法7条(公民権行使の保障)違反 ・法16条(賠償予定の禁止)違反 ・法17条(前借金相殺の禁止)違反 ・法18条(強制貯金)違反 ・法19条(解雇制限)違反 ・法20条(解雇の予告)違反 ・法32条(労働時間)違反 ・法34条(休憩)違反 ・法35条(休日)違反 ・法36条第1項ただし書(時間外及び休日の労働)違反 ・法37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)違反 ・法39条(年次有給休暇)違反 ・法61条(深夜業)違反 ・法65条(産前産後)違反 ・法67条(育児時間)違反 等 | ■事業主等(事業主、派遣先の事業主、船員派遣の役務の提供を受ける者、労働保険事務組合、一人親方等の団体)に対する罰則 ・法46条(報告等)違反 ・法48条第1項(立入検査)違反 | ■事業主、労働保険事務組合に対する罰則 ・法7条(被保険者に関する届出)違反 ・法76条第1項・第3項(報告等)違反 ・法79条第1項(立入検査)違反 ■事業主に対する罰則 ・法73条(不利益取扱いの禁止)違反 | ■事業主に対する罰則 ・法23条2項(印紙保険料の納付)違反 ・法24条(帳簿の調整及び報告)違反 ・法42条(報告等)違反 ・法43条第1項(立入検査)違反 ■労働保険事務組合に対する罰則 ・法36条(帳簿の備付け)違反 ・法42条(報告等)違反 ・法43条第1項(立入検査)違反 | |
| 6月以下の懲役又は20万円以下の罰金 | | | ■事業主等以外に対する罰則 ・法47条(報告等)違反 ・法48条第1項(立入検査)違反 ・法49条第1項(医師等への検査)違反 | ■被保険者、受給資格者、教育訓練給付対象者、未支給の失業等給付の支給を請求する者等に対する罰則 ・法44条(日雇労働被保険者手帳)違反 ・法77条(報告等)違反 ・法79条第1項(立入検査)違反 | |
| 50万円以下の罰金 | | ・法10条第1項(総括安全衛生管理者)違反 ・法11条第1項(安全管理者)違反 ・法12条第1項(衛生管理者)違反 ・法13条第1項(産業医等)違反 ・法15条第1項(統括安全衛生責任者)違反 ・法59条第1項(安全衛生教育)違反 ・法66条第1～3項(健康診断)違反 ・法66条の3(健康診断の結果の記録)違反 ・法66条の6(健康診断の結果の通知)違反 ・法88条第1～4四(計画の届出等)違反 等 | | | |
| 30万円以下の罰金 | ・法14条(契約期間)違反 ・法15条1項(労働条件の明示)違反 ・法15条3項(帰郷旅費)違反 ・法22条1～3項(退職時等の証明)違反 ・法23条(金品の返還)違反 ・法24条(賃金の支払)違反 ・法26条(休業手当)違反 ・法89条(就業規則の作成及び届出の義務)違反 ・法106条(法令等の周知義務) 等 | | | | |

| 罰則 | 健康保険法 | 国民年金法 | 厚生年金保険法 | 社会保険労務士法 |
|---------------------|--|--|---|---|
| 3年以下の懲役又は200万円以下の罰金 | | | | ・法15条(不正行為の指示等の禁止)違反 |
| 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | | ・偽りその他不正な手段により給付を受けた者 | | |
| 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | ■ 協会関係者に対する罰則 ・法7条の37第1項(秘密保持義務)違反 | | | ・偽りその他不正の手段による社労士登録 ・法21条・法27条の2(秘密を守る義務)違反 ・法23条の2(非社会保険労務士との提携の禁止)違反 ・法25条の2・法25条の3・法25条の24第1項(懲戒規定)による業務の停止の処分違反 ・法25条の42第1項(秘密を守る義務等)違反 ・法27条(業務の制限)違反 |
| 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | | ・住民基本台帳法30条の38第5項(住民票コードの利用制限等)の規定による命令に違反した者 | | |
| 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 | ■ 事業主に対する罰則 ・法48条(届出)違反 ・法49条第2項(被保険者等への通知)違反 ・法161条第2項(保険料の負担及び納付義務)違反 ・法169条第2項・第7項(日雇特別被保険者に係る保険料の負担及び納付義務)違反 ・法171条第1項(健康保険印紙の受払等の報告)違反 ・法198条第1項(立入検査等)違反 | ・解散した国民年金基金が、法95条の2(国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収)による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないとき 等 | ■ 事業主に対する罰則 ・法27条(届出)違反 ・法29条第2項(通知)違反 ・法82条第2項(保険料の負担及び納付義務)違反 ・法100条第1項(立入検査等)違反 | |
| 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 | ・事業主以外の者が、法199条第1項(立入検査等)違反 ・法126条第1項(日雇特別被保険者手帳)の申請に関し虚偽の申請をした者 | ・法12条第1項・第5項(届出)に違反して虚偽の届出をした被保険者 ・法12条第2項(届出)により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主 ・法106条第1項(被保険者に関する調査)に違反した被保険者 | ■ 事業主等以外の者に対する罰則 ・法100条第1項(立入検査等)違反 | |
| 100万円以下の罰金 | | | | ・法19条(帳簿の備付け及び保存)違反 ・法20条(依頼に応ずる義務)違反(あっせん代理を除く) ・法26条(名称の使用制限)違反 |
| 100万円以下の過料 | | | | ・会社法946条第3項(調査の義務等)違反 ・会社法951条第2項(財務諸表等の備置き及び閲覧等)違反 |
| 50万円以下の罰金 | ・健康保険組合関係者が法171条第3項(健康保険印紙の受払等の報告)違反 ・国税徴収法の規定による徴収職員の質問(協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く)に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者 等 | | ・国税徴収法の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者 等 | |
| 30万円以下の罰金 | ・被保険者又は被保険者であった者が法60条第2項(診療録の提示等)違反 ・法126条第1項(日雇特別被保険者手帳)に違反して、申請をしなかった者 ・法169条第4項(日雇特別被保険者に係る保険料の負担及び納付義務)に違反して、日雇特別被保険者手帳を提出しなかった者 ・協会関係者が法7条の38第1項(報告の徴収等)違反 | ・法12条第1項・第5項(届出)に違反して届出をしなかった被保険者 ・国税徴収法の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者 ・住民基本台帳法30条の39第1項(報告及び検査)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 等 | | ・法24条第1項(報告及び検査)違反 ・会社法955条第1項(調査記録簿等の記載等)違反 ・法25条の49第1項(一般的監督等)違反 等 |
| 30万円以下の過料 | | | | ■ 社会保険労務士法人の社員・清算人・社会保険労務士会若しくは連合会の役員に対する罰則 ・登記をすることを怠ったとき ・法25条の23の2第2項(債権者の異議等)に違反して合併をしたとき ・会社法941条(電子公告調査)違反 ・会社法656条第1項(清算持分会社についての破産手続の開始)違反 等 |
| 20万円以下の過料 | ■ 協会の役員に対する罰則 ・法7条の7第1項(登記)違反 ・法7条の27(事業計画等の認可)違反 ・法7条の28第2項(財務諸表等)違反 ・法7条の33(資金の運用)違反 ・法7条の35第2項(役員報酬等)違反 ・健康保険法に規定する業務又は他の法律により協会が行うものとされた業務以外の業務を行ったとき 等 | ■ 機構の役員に対する罰則 ・法109条の6第1項・第2項(機構が行う滞納処分等に係る認可等)の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき ・法109条の7第3項(滞納処分等実施規程の認可等)による命令に違反したとき 等 | ■ 機構の役員に対する罰則 ・法100条の6第1項・第2項(機構が行う滞納処分等に係る認可等)の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき ・法100条の7第3項(滞納処分等実施規程の認可等)による命令に違反したとき 等 ■ 管理運用主体の役員又は職員に対する罰則 ・法79条の5第3項(積立金の資産の構成の目標)等の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき 等 | |
| 10万円以下の過料 | ・医師等が、法60条第1項(診療録の提示等)に違反 ・事業主が、法197条第1項(報告等)に違反 ・被保険者又は保険給付を受けるべき者が、法197条第2項(報告等)に違反 ・法7条の8(名称)等に違反して、全国健康保険協会という名称、健康保険組合という名称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者 | ・法105条第1項(届出等)に違反して届出をしなかった被保険者 ・法105条第1項(届出等)に違反して虚偽の届出をした被保険者 ・法105条第2項(届出等)に違反して虚偽の届出をした世帯主 ・法105条第4項(届出等)に違反して届出をしなかった死亡の届出義務者 | ・法98条第1項(届出等)に違反して、事業主が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき ・法98条第2項(届出等)に違反して、被保険者が届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき ・法98条第4項(届出等)に違反して、死亡の届出義務者が、届出をしなかったとき | |